

平成 26 年 2 月

お客様各位

福島県商工信用組合  
理事長 須佐 喜夫

## 中小企業金融円滑化法の期限到来後の取組方針について

**当組合は、中小企業金融円滑化法の 25 年 3 月末の期限到来後も従来と同様の取組みをいたしております。**

信用組合の理念である相互扶助の精神の下、金融円滑化管理方針に基づいて、地域経済発展に貢献できるよう金融の円滑化に全役職員が積極的に取組んでおります。

1. お客様からの新規融資や貸付条件の変更等のご相談・お申込みに対しては、お客様のご事情を十分にお聞きし、そのご要望に迅速かつ適切にお応えすることができるよう努めてまいります。
2. 事業の経営者であるお客様との貸付条件の変更等の協議にあたっては、企業の特長や事業の状況、事業の改善もしくは再生の可能性等を十分に勘案し、経営改善に向けた取組みを積極的に支援します。  
併せて、他の金融機関や信用保証協会、中小企業再生支援協議会等の関係機関と適切な連携を図り、コンサルティング機能の発揮に努めてまいります。
3. 新規融資や貸付条件の変更等に関するお問い合わせ、ご相談、ご要望等につきましては、全営業店の「ご返済等に関するご相談受付窓口」でお受けしております。
4. 経営者保証に依存しない融資について  
当信用組合は、経営者保証に関するガイドライン研究会（平成25年12月5日公表）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を尊重し、遵守します。

今後、お客さまと保証契約を締結する際、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた際には、本ガイドラインを尊重し、当組合の定めに従い誠実に対応し、お客様の満足のいただける良好な関係構築に努めます。

### 【 本件に関するお問い合わせ先 】

福島県商工信用組合 各営業店（受付時間：平日 9:00～15:00）  
" 資産管理部管理課 Tel. 024-991-1826  
" 顧客部審査課 Tel. 024-991-1830  
" よろず相談室 Tel. 024-922-7711  
（受付時間：平日 9:00～15:00）

全国銀行協会

<http://www.zenginkyo.or.jp/news/2013/12/05140000.html>

日本商工会議所

<http://www.jcci.or.jp/news/jcci-news/2013/1205140000.html>

中小企業・小規模事業者の経営者の皆さまへ

[http://www.zenginkyo.or.jp/adr/sme/index/guideline\\_leaf.pdf](http://www.zenginkyo.or.jp/adr/sme/index/guideline_leaf.pdf)